Press Release

プレスリリース



2023年9月1日

各位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社



上場投資信託(ETF7本)の新規設定にかかるお知らせ

~9月22日(金)に東京証券取引所へ上場予定~

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、9月21日(木)に以下の上場投資信託(ETF)7本を新たに設定し、9月22日(金)に東京証券取引所に上場することといたしましたのでお知らせいたします。

いずれの ETF も、海外株式、海外債券市場を代表する指標への連動を目指す ETF であり、新たに海外株式や海外債券への投資を始めたい方を中心に幅広い投資家の皆様にご活用いただけるラインナップとなっております。

今回の上場により、既に上場している 7 本の ETF とあわせて、国内株式、J-REIT、米国株式、欧州株式、米国債券、欧州債券という幅広いアセットクラスの 14 本のラインナップでのご提供が可能となります。

いずれもスタンダードかつメジャーな指数に連動を目指す ETF となっておりますので、皆様の資産形成の一助としてご活用頂ければ大変幸いです。

今後も一層の商品の充実に努め、投資家の皆様の幅広いニーズに適う投資機会の提供に努めてまいります。

投資 対象	銘柄 コード	上段:ETF 名称/下段:連動対象指数	信託報酬率	詳細ページ	
7330	-	 NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジあり)	年率 0.07%		
	2086	S&P500 指数 (配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)	(税込 0.077%)	P2-9	
米国	2007	NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり)	年率 0.20%	D10 17	
株式	2087	NASDAQ100 指数(配当込み、円ヘッジベース)	(税込 0.22%)	P10-17	
	2088	NZAM 上場投信 NY ダウ 30 (為替ヘッジあり)	年率 0.25%	P18-25	
	2088	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、TTM、円建て、円へッジ)	(税込 0.275%)	110-23	
欧州	2089	NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジあり)	年率 0.18%	P26-33	
株式	2009	DAX 指数(配当込み、円ヘッジベース)	(税込 0.198%)	F20-33	
米国	2090	NZAM 上場投信 米国国債 7-10 年 (為替ヘッジあり)	年率 0.13%	P34-41	
債券	2090	Bloomberg 米国国債 7-10 年指数(為替ヘッジあり・円ベース)	(税込 0.143%)	P34-41	
	2091	NZAM 上場投信 ドイツ国債 7-10 年 (為替ヘッジあり)	年率 0.11%	P42-49	
欧州	2091	Bloomberg ドイツ国債 7-10 年指数(為替ヘッジあり・円ベース)	(税込 0.121%)	1 42 43	
債券	2092	NZAM 上場投信 フランス国債 7-10 年 (為替ヘッジあり)	年率 0.11%	P50-57	
	2092	Bloomberg フランス国債 7-10 年指数(為替ヘッジあり・円ベース)	(税込 0.121%)	P50-57	

※詳細は後添資料、および有価証券報告書、目論見書をご覧ください。

以上

NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/株式/ETF/インデックス型

		商品分類			属性区分					
単位型 •追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
追加型投信	海外	株式	ETF	インデックス 型	その他資産 (※)	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)	その他 (S&P500 指数(配当 込み、TTM、 円建て、円 ヘッジ))

[※]投資信託証券(株式(一般))

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ https://www.toushin.or.jp/をご覧ください。

NZAM 上場投信 S&P500(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

ファンドの目的

●この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をS&P500指数 (配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

●米国の株式を主要投資対象とし、S&P500指数(配当込み、TTM、円建て、円へッジ)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。

S&P500指数

- S&P500指数は、投資情報会社であるS&Pダウ・ジョーンズインデックス社が算出している米国の代表的な株式指数です。
- ■米国の証券取引所等に上場等している代表的な約500銘柄の株価を基に算出しています。
- S&P500指数に採用されている銘柄の時価総額は、米国の株式市場全体の約80% をカバーしており、米国経済の動向を示す代表的な指標として知られています。
- S&P500指数(配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)は、S&P500指数(米ドルベース)を円ヘッジし、円換算したものです。
- 円ヘッジ、円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を使用します。
 - «S&P500指数(配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)の著作権等について»

S&P500指数(配当込み、TTM、円建て、円へッジ)(以下「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(以下「当社」)に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行なわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

●実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて 対円での為替へッジを行います。

※ 当ファンドは、S&P500インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

NZAM 上場投信 S&P500(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

- 当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引期間中であればいつでも株式と同様に 売買することができます。
 - ・売買単位は、10口単位です。
 - ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
 - ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド(親投資信託)」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。 ペピーファンド ままれ資料象



主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- ●デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的なら びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎計算期間末(毎年4月、10月の各15日)に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

NZAM 上場投信 S&P500(為替ヘッジあり) 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象として いるため、基準価額は変動します。
 - したがって、**投資者(受益者)の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、**損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ■ファンドの運用による損益は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。
- ■投資信託は、預貯金と異なります。
- ■主な変動要因は以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落(上昇)した場合には、ファンドの基準価額が下落 (上昇)する要因となります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジあり) 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるケーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により 対象指数の動きと乖離が生じます。
- ①対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ②対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ④先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること
- ■ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理(ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等)を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(運用リスク管理室)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門 牽制することにより、投資者(受益者)の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動 性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応 策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢につい て、監督します。

NZAM 上場投信 S&P500(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《お申込メモ》

《お中込メ七》 	
購入単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間: 1口あたり2,000円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。)
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1 口あたり2,000円
換金単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社により異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
購入の申込期間	当初申込期間:2023年9月14日から2023年9月20日 継続申込期間:2023年9月21日から2024年7月26日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 〈購入申込の受付けの停止〉 1.ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿って運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 〈換金申込の受付けの停止〉 1.ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	委託会社は、発行会社等による大口の購入・換金のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると 判断した場合には、制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限(設定日:2023年9月21日)
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了(繰上償還)させます。 ・2026年10月15日以降の受益権総口数が50万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年4月、10月の各15日(初回決算日は2024年4月15日)
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者(受益者)に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税制上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

NZAM 上場投信 S&P500(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用												
	購入時手数料		販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支 けれます。									
信託財産留保額 ありません。												
	換金時手数料		阪売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
投資	投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
委託会社および受託会社の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額 信託報酬 = 運用期間中は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。 額×信託報酬率												
				純資産総額に 年率0.077%()配分については下記のとおり(税	税抜0.07%) 以内の率を乗じて 抜)とします。							
		内訳 (税抜)		委託会社	年0.05%	ファンドの運用と調査、受託会社へ の指図、目論見書など法定書面 等の作成、基準価額の算出等の 対価						
	運用管理費用 (信託報酬)		, 1/ 33/21/	受託会社	運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行の対価							
		2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料の うちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額。 ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。										
	その他の費用	《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上 場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。										
	·手数料		商標の使用 象指数の配	用料ならびに、これにかかる消費税等		中から支払われます。2023年8月29 を乗じて得た額。(ただし年間最低額						
		酬等はその者	『度投資	買委託手数料、先物取引・オプミ 言託財産中から支払われます。 <動するため、事前に料率、上限額		小国で保管する場合の費用、監査報						
	ファンドの費田笑の会	≥≣+対1十 投資	多孝の生!		 じて異なりますので、表示する <i>こと</i> がて	┈╪╪╫ん						

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジあり) 手続・手数料等

■税金

- ○税金は表に記載の時期に適用されます。
- ○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件 を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/株式/ETF/インデックス型

		商品分類			属性区分					
単位型 •追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
追加型投信	海外	株式	ETF	インデックス 型	その他資産 (※)	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)	その他 (NASDAQ 100指数 (配当込み、 円ヘッジベー ス))

[※]投資信託証券(株式(一般))

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ https://www.toushin.or.jp/をご覧ください。

NZAM 上場投信 NASDAQ100(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

ファンドの目的

●この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をNASDAQ100 指数(配当込み、円ヘッジベース)の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

●米国の株式を主要投資対象とし、NASDAQ100指数(配当込み、円へッジベース) に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。

NASDAQ100指数

- ■NASDAQ100指数は、米国のNASDAQ上場銘柄のうち、時価総額の大きい非金融100銘柄を対象に算出される株価指数です。
- NASDAQ100指数(配当込み、円ヘッジベース)は、NASDAQ100指数(米ドルベース)を円ヘッジし、委託会社が計算したものです。
- 円ヘッジ、円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を使用します。

«NASDAQ100指数の著作権等について»

NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり) (以下「当ファンド」) は、Nasdaq, Inc.およびその関連会社 (以下「Nasdag社」) によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。 Nasdag社は、当ファ ンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する説明および開示の正確性または妥当性について認定 するものではありません。 Nasdaq社は、当ファンドの受益者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な有価 証券投資または当ファンドへの投資の妥当性や、Nasdaq-100 Notional Net Total Return™(以下「当イン デックス」)の一般的な株式市況へのパフォーマンスの追跡可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明 または保証するものではありません。Nasdaq社と農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(以下「当社」)との 関係は、Nasdag®および当インデックスの登録商標ならびにNasdag社の一定の商号の使用を許諾すること、ならび に当社または当ファンドとは無関係に、Nasdag社が決定、構築および算出を行う当インデックスの使用を許諾すること に限られます。Nasdaq社は、当インデックスの決定、構成、または算出する際に、当社または当ファンドの受益者のニー ズを考慮する義務を負いません。Nasdaq社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定につ いて、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与していません。 Nasdaq社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関連して一切の責任を負いません。Nasdaq社は、当イ ンデックスまたはそれに含まれるデータの正確性および中断されていない算出を保証しません。Nasdaq社は、当インデッ クスまたはそれに含まれるデータの利用により、当社、当ファンドの受益者またはその他のいかなる者もしくは組織に生じた 結果について、明示的か黙示的かを問わず、何ら保証するものではありません。Nasdaq社は、明示的か黙示的かを 問わず何らの保証も行わず、当インデックスまたはそれに含まれるデータに関する、特定の目的または利用のための市場 商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合において も、Nasdaq社はいかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは必然的損害や損失について、たと え当該損害等の可能性について通知されていたとしても、何らの責任を負いません。

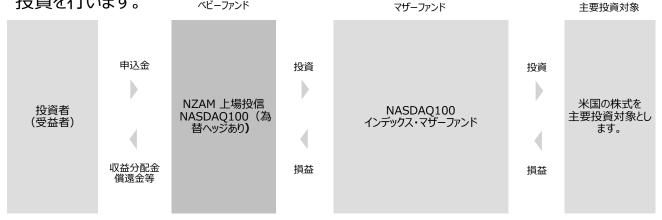
●実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて 対円での為替へッジを行います。

NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

- 当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引期間中であればいつでも株式と同様に 売買することができます。
 - ・売買単位は、10口単位です。
 - ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
 - ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド(親投資信託)」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。 ペピーファンド ままれ資料象



主な投資制限

- ●株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- ●デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎計算期間末(毎年4月、10月の各15日)に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり) 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象として いるため、基準価額は変動します。
 - したがって、**投資者(受益者)の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、**損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ■ファンドの運用による損益は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。
- ■投資信託は、預貯金と異なります。
- ■主な変動要因は以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落(上昇)した場合には、ファンドの基準価額が下落 (上昇)する要因となります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり) 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるケーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により 対象指数の動きと乖離が生じます。
- ①対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ②対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ④先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること
- ■ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理(ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等)を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(運用リスク管理室)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門 牽制することにより、投資者(受益者)の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動 性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応 策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢につい て、監督します。

NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《お申込メモ》

《お甲込メモ》	
購入単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間: 1 口あたり2,000円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。)
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1 口あたり2,000円
換金単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社により異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
購入の申込期間	当初申込期間:2023年9月14日から2023年9月20日 継続申込期間:2023年9月21日から2024年7月26日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 〈購入申込の受付けの停止〉 1.ナスダックもしくはシカゴ・マーカンタイル取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿って運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 〈換金申込の受付けの停止〉 1.ナスダックもしくはシカゴ・マーカンタイル取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	委託会社は、発行会社等による大口の購入・換金のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると 判断した場合には、制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限(設定日:2023年9月21日)
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了(繰上償還)させます。 ・2026年10月15日以降の受益権総口数が50万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年4月、10月の各15日(初回決算日は2024年4月15日)
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者(受益者)に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税制上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

投資	投資者が直接的に負担する費用											
	購入時手数料		販売会社が個別に定める額 構入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払 つれます。									
	信託財産留保額	ありません	りません。									
	換金時手数料		上が個別に定		き等に係る費用の対価として、販売会	≷社に支払われます。						
投資	・											
		委託会社および受託会社の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額 信託報酬 = 運用期間中の基準価は、計算期間を通じて毎日、次の 1. の額に2. の額を加算して得た額とします。 額×信託報酬率										
				D純資産総額に 年率0.22%(移 配分については下記のとおり(税抜	も抜0.20%) 以内の率を乗じて得 i) とします。							
			内訳 (税抜)	委託会社	年0.17%	ファンドの運用と調査、受託会社へ の指図、目論見書など法定書面 等の作成、基準価額の算出等の 対価						
	運用管理費用 (信託報酬)		(1/03/2/)	受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行の対価						
		2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料の うちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額。 ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。										
	スの他の悪田	《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。										
	・手数料	対象指数		用料ならびに、これにかかる消費税	等に相当する金額は投資信託財産 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	中から支払われます。2023年8月29 乗じて得た額。						
		酬等はその	の都度投資	5買委託手数料、先物取引・オプ: 信託財産中から支払われます。 変動するため、事前に料率、上限客		外国で保管する場合の費用、監査報						
·×·		┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	投資者の皆	様がファンドを保有する期間等に応	 ぶじて異なりますので、表示することがで							

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり) 手続・手数料等

■税金

- ○税金は表に記載の時期に適用されます。
- ○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件 を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

NZAM 上場投信 NYダウ30 (為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/株式/ETF/インデックス型

		商品分類			属性区分					
单位型 •追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
追加型投信	海外	株式	ETF	インデックス 型	その他資産 (※)	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)	その他 (ダウ・ジョー ンズ工業(配平均み、 TTM、円へッ ジ))

[※]投資信託証券(株式(一般))

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ https://www.toushin.or.jp/をご覧ください。

NZAM 上場投信 NYダウ30(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

ファンドの目的

●この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

●米国の株式を主要投資対象とし、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、TTM、 円建て、円へッジ)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均

- ■ダウ・ジョーンズ工業株価平均とは、米国の金融商品取引所上場銘柄のうち、輸送および公益セクターを除いた代表的な優良30銘柄を対象に算出される株価指数です。
- ダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、TTM、円建て、円へッジ)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(米ドルベース)を円へッジし、円換算したものです。
- 円ヘッジ、円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を使用します。
- «ダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、TTM、円建て、円へッジ)の著作権等について»

ダウ・ジョーンズ工業株価平均(配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)(以下「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(以下「当社」)に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P またはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行なわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

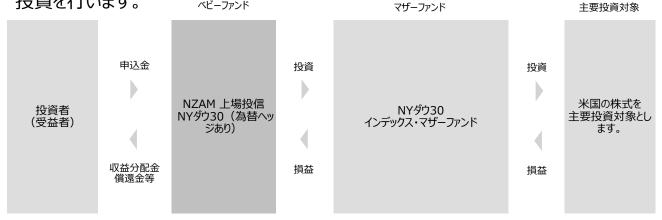
- 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて 対円での為替へッジを行います。
- ※当ファンドは、NYダウ30インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

NZAM 上場投信 NYダウ30(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

- 当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引期間中であればいつでも株式と同様に 売買することができます。
 - ・売買単位は、10口単位です。
 - ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
 - ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド(親投資信託)」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。 ペピーファンド ままれ資料象



主な投資制限

- ●株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- ●デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的なら びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎計算期間末(毎年4月、10月の各15日)に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

NZAM 上場投信 NYダウ30(為替ヘッジあり) 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象として いるため、基準価額は変動します。
 - したがって、**投資者(受益者)の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、**損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ■ファンドの運用による損益は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。
- ■投資信託は、預貯金と異なります。
- ■主な変動要因は以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落(上昇)した場合には、ファンドの基準価額が下落 (上昇)する要因となります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

NZAM 上場投信 NYダウ30(為替ヘッジあり) 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるケーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により 対象指数の動きと乖離が生じます。
- ①対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ②対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ④先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること
- ■ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理(ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等)を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(運用リスク管理室)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門 牽制することにより、投資者(受益者)の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動 性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応 策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢につい て、監督します。

NZAM 上場投信 NYダウ30(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《お申込メモ》

(の中込みて//	
購入単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	初申込期間: 1口あたり2,000円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。)
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1 口あたり2,000円
換金単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社により異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社 までお問い合わせください。)
購入の申込期間	当初申込期間:2023年9月14日から2023年9月20日 継続申込期間:2023年9月21日から2024年7月26日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 〈購入申込の受付けの停止〉 1.ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿って運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 〈換金申込の受付けの停止〉 1.ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	委託会社は、発行会社等による大口の購入・換金のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると 判断した場合には、制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限(設定日:2023年9月21日)
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了(繰上償還)させます。 ・2026年10月15日以降の受益権総口数が50万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年4月、10月の各15日(初回決算日は2024年4月15日)
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者(受益者)に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税制上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

NZAM 上場投信 NYダウ30(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

投	資者が直接的に負	担する費	·用									
	購入時手数料	購入時手	販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払 われます。 ありません。									
	信託財産留保額	ありません										
	換金時手数料		販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
投	投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
		委託会社および受託会社の信託報酬 (消費税等に相当する金額を含みます。) の総額 信託報酬 = 運用期間中の基準 (は、計算期間を通じて毎日、次の1. の額に2. の額を加算して得た額とします。 額×信託報酬率 1. 投資信託財産の純資産総額に年率0.275% (税抜0.25%) 以内の率を乗じて										
			とします。そ 内訳 (税抜)	の配分については下記のとおり(税	抜)とします。 年0.22%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価						
	運用管理費用 (信託報酬)		(1/63/27)	受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行の対価						
		2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料の うちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額。 ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 おお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。										
	7.0 /b 0 #E II	《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料: 新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。										
	・手数料	対象指数	対象指数の	用料ならびに、これにかかる消費税		中から支払われます。2023年8月29 を乗じて得た額。(ただし年間最低額						
		酬等はその	の都度投資	5買委託手数料、先物取引・オプミ 信託財産中から支払われます。 変動するため、事前に料率、上限額		外国で保管する場合の費用、監査報						

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

NZAM 上場投信 NYダウ30(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

■税金

- ○税金は表に記載の時期に適用されます。
- ○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金					
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%					
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%					

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件 を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

NZAM 上場投信 DAX (為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/株式/ETF/インデックス型

商品分類				属性区分						
単位型 •追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
追加型投信	海外	株式	ETF	インデックス 型	その他資産 (※)	年1回	欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)	その他 (DAX指数 (配当込み、 円ヘッジベー ス))

[※]投資信託証券(株式(一般))

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ https://www.toushin.or.jp/をご覧ください。

NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

ファンドの目的

●この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をDAX指数(配当込み、円へッジベース)の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

●ドイツの株式を主要投資対象とし、DAX指数(配当込み、円へッジベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと(有価証券 指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。

DAX指数

- ■DAX指数は、ドイツのフランクフルト証券取引所上場銘柄のうち、ドイツ企業の主要40 銘柄を対象に算出される株価指数です。
- ■DAX指数(配当込み、円ヘッジベース)は、DAX指数(ユーロベース)を円ヘッジし、 委託会社が計算したものです。
- 円ヘッジ、円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を使用します。

《DAX指数の著作権等について》

Qontigo Index GmbH(以下、「QIG」)、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナー、データプロバイダー(以下「ドイツ取引所グループ等」)は、NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジあり)(以下「当ファンド」)に関連するDAX®指数及び関連商標(以下「当インデックス等」)のライセンスを除き、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(以下「当社」)とは何の関係もございません。

QIGおよびドイツ取引所グループ等は、当ファンドを後援、支持、販売、または宣伝せず、当ファンドまたはその他の商品への投資の勧誘を行いません。またQIGおよびドイツ取引所グループ等は当ファンドの管理、マーケティングに関していかなる責任も負わず、当インデックス等の決定、構成、または計算において、当ファンドおよびその保有者のニーズを考慮する義務を負いません。加えてQIGおよびドイツ取引所グループ等は明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証も与えず、特に当インデックス等のデータの使用に関連して、当ファンド、および当ファンドの所有者、またはその他の者が得る成果当インデックス等のデータの正確性、適時性、完全性、商品性、特定の目的または用途への適合性、およびそのパフォーマンスについてはいかなる責任も負いません。また、QIGおよびドイツ取引所グループ等は当インデックス等のデータや当ファンドに関連したエラー、遺漏又は中断の結果として生じた損失や損害について、そのような損失または損害が発生する可能性があることを認識している状況であっても、いかなる保証もせず、いかなる責任も負いません。

また、QIGと当社との間のライセンス契約は、当事者の利益のみを目的としており、当ファンドの所有者またはその他の第三者の利益を目的としたものではありません。

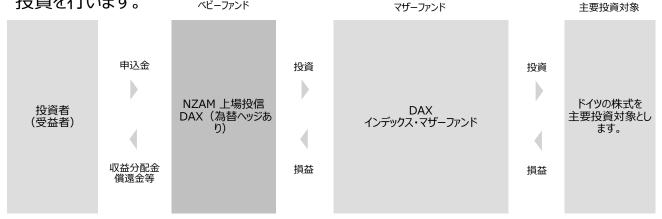
- 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて 対円での為替へッジを行います。
- ※当ファンドは、DAXインデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

- 当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引期間中であればいつでも株式と同様に 売買することができます。
 - ・売買単位は、10口単位です。
 - ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
 - ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にドイツの株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド(親投資信託)」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。 ペピーファンド ままれ資料象



主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- ●デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎計算期間末(毎年11月15日)に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジあり) 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象として いるため、基準価額は変動します。
 - したがって、**投資者(受益者)の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、**損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ■ファンドの運用による損益は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。
- ■投資信託は、預貯金と異なります。
- ■主な変動要因は以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落(上昇)した場合には、ファンドの基準価額が下落 (上昇)する要因となります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジあり) 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるケーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により 対象指数の動きと乖離が生じます。
- ①対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ②対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ④先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること
- ■ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理(ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等)を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(運用リスク管理室)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門 牽制することにより、投資者(受益者)の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動 性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応 策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢につい て、監督します。

NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《お申込メモ》

お甲込メモ》	
購入単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間: 1 口あたり2,000円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。)
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1 口あたり2,000円
換金単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社により異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社 までお問い合わせください。)
購入の申込期間	当初申込期間:2023年9月14日から2023年9月20日 継続申込期間:2023年9月21日から2024年8月30日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 〈購入申込の受付けの停止〉 1.フランクフルト証券取引所の休場日、フランクフルトの銀行の休業日、EurexにおけるDAX指数の先物取引休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿って運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 〈換金申込の受付けの停止〉 1.フランクフルト証券取引所の休場日、フランクフルトの銀行の休業日、EurexにおけるDAX指数の先物取引休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入·換金制限	委託会社は、発行会社等による大口の購入・換金のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると 判断した場合には、制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限(設定日:2023年9月21日)
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了(繰上償還)させます。 ・2026年11月15日以降の受益権総口数が50万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年11月15日(初回決算日は2023年11月15日)
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者(受益者)に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税制上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

=7/71 7/90										
投資者が直接的に負担する費用										
	購入時手数料	販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会われます。 動りません。								
	信託財産留保額									
	換金時手数料		販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
		は、計算期		信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率						
				D配分については下記のとおり(税						
			内訳 (税抜)	委託会社	年0.16%	ファンドの運用と調査、受託会社へ の指図、目論見書など法定書面 等の作成、基準価額の算出等の 対価				
	運用管理費用(信託報酬)	(1)1		受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行の対価				
₹		2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料の 方ちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額。 ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。								
	その他の費用	《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。								
	•手数料	《対象指数の商標の使用料》 対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2023年8月29日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、 年0.03% 以内の率を乗じて得た額。(ただし年間最低額は10,000ユーロ)								
		酬等はその	都度投資(:買委託手数料、先物取引・オブミ 言託財産中から支払われます。 変動するため、事前に料率、上限額		外国で保管する場合の費用、監査報				

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

NZAM 上場投信 DAX(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

■税金

- ○税金は表に記載の時期に適用されます。
- ○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金					
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%					
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%					

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件 を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

NZAM 上場投信 米国国債7-10年(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券/ETF/インデックス型

商品分類					属性区分					
単位型 •追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
追加型投信	海外	債券	ETF	インデックス 型	その他資産 (※)	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)	その他 (Bloombe rg米国国債 7-10年指 数(為替 ヘッジあり・円 ベース))

[※]投資信託証券(債券 公債)

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ https://www.toushin.or.jp/をご覧ください。

NZAM 上場投信 米国国債7-10年 (為替ヘッジあり) ファンドの目的・特<u>色</u>

ファンドの目的

●この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をBloomberg米 国国債7-10年指数(為替ヘッジあり・円ベース)の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

●米国の国債を主要投資対象とし、Bloomberg米国国債7-10年指数(為替ヘッジあり・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。

Bloomberg米国国債7-10年指数

- Bloomberg米国国債7-10年指数とは、残存年数が7年から10年の米国国債市場のパフォーマンスをあらわす指数でBloomberg Index Services Limited (BISL) が算出、公表しております。
- Bloomberg米国国債7-10年指数(為替ヘッジあり・円ベース)とは、Bloomberg米国 国債7-10年指数(米ドルベース)を円ヘッジし、委託会社が計算したものです。
- ■円ヘッジ、円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を使用します。
- «Bloomberg米国国債7-10年指数の著作権等について»

「Bloomberg®」およびBloomberg米国国債7-10年指数(以下「当インデックス」)は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(以下「当社」)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

NZAM 上場投信 米国国債7-10年(為替ヘッジあり) (以下「当ファンド」) について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特に当ファンドへの投資の推奨可能性について、当ファンドの所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行いません。当社とブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、および当インデックスの使用許諾であり、これは、当社または当ファンドを考慮せずに、BISLが決定、構成、計算します。ブルームバーグは当インデックスを決定、構成、もしくは計算する際に、当社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグは当ファンドの発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、当ファンドの顧客(これらに限定されません)に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。

ブルームバーグは、当インデックスもしくはそれらに関連するデータの正確性および/または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、当社、当ファンドの所有者、もしくはその他の個人表たは法人が当インデックス、またはそれに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行いません。ブルームバーグは、当インデックスもしくはその他の関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、当ファンド、当インデックスまたはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

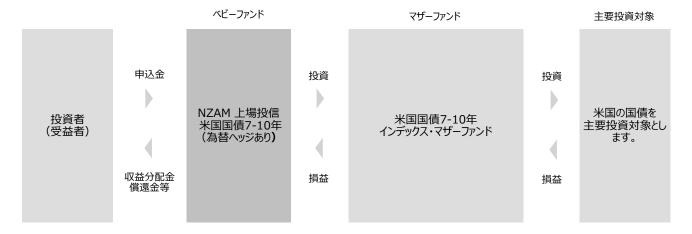
- 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて 対円での為替へッジを行います。
 - ※ファンドは、米国国債7-10年インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

NZAM 上場投信 米国国債7-10年(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

- 当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引期間中であればいつでも株式と同様に 売買することができます。
 - ・売買単位は、10口単位です。
 - ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
 - ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の国債に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド(親投資信託)」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



主な投資制限

- ●株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使等により取得するものに限ります。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- ●デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的なら びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎計算期間末(毎年5月、11月の各15日)に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。 ただし、分配金が零となる場合もあります。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

NZAM 上場投信 米国国債7-10年(為替ヘッジあり) 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象として いるため、基準価額は変動します。
 - したがって、**投資者(受益者)の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- ■ファンドの運用による損益は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。
- ■投資信託は、預貯金と異なります。
- ■主な変動要因は以下の通りです。

金利変動リスク

一般に、投資対象国の市場金利が上昇(低下)した場合には、ファンドに組入れている債券の価額が下落(上昇)し、ファンドの基準価額が下落(上昇)する要因となります。

信用リスク

一般に、債券等の発行体(国・企業等)が財政難や業績不振に陥り、当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等の債務不履行が生じた場合またはその可能性が高まった場合には、ファンドに組入れている債券等の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

NZAM 上場投信 米国国債7-10年(為替ヘッジあり) 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により 対象指数の動きと乖離が生じます。
- ①対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別 銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担す ること
- ②対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ④先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること
- ■ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理(ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等)を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(運用リスク管理室)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門 牽制することにより、投資者(受益者)の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動 性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応 策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢につい て、監督します。

NZAM 上場投信 米国国債7-10年 (為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《お申込メモ》

《お中込メ七》						
購入単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。					
購入価額	当初申込期間: 1口あたり5,000円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。)					
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。					
当初元本	1 口あたり5,000円					
換金単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。					
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額					
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。					
申込締切時間	原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社により異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)					
購入の申込期間	当初申込期間:2023年9月14日から2023年9月20日 継続申込期間:2023年9月21日から2024年8月30日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。					
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 〈購入申込の受付けの停止〉 1.ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿って運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 〈換金申込の受付けの停止〉 1.ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合					
購入・換金制限	委託会社は、発行会社等による大口の購入・換金のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると 判断した場合には、制限を設けることがあります。					
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込 みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。					
信託期間	無期限(設定日:2023年9月21日)					
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託 (繰上償還) させます。 ・2026年11月15日以降の受益権総口数が20万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。					
決算日	毎年5月、11月の各15日(初回決算日は2023年11月15日)					
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。					
信託金の限度額	1兆円					
公告	委託会社が投資者(受益者)に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。					
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。					
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税制上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。					

39

NZAM 上場投信 米国国債7-10年 (為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

販売会社が個別に定める額	投資者が直接的に負担する費用							
## (信託財産留保額 ありません。								
換金時手数料 販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 委託会社および受託会社の信託報酬 (消費税等に相当する金額を含みます。) の総額 は、計算期間を通じて毎日、次の1. の額に2. の額を加算して得た額とします。	購入時手数料							
換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。 投資者が信託財産で間接的に負担する費用	信託財産留保額							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用 要託会社および受託会社の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額 は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。 1. 投資信託財産の純資産総額に年率0.143%(税抜0.13%)以内の率を乗じて得た額とします。 すった額とします。その配分については下記のとおり(税抜)とします。 本の記分については下記のとおり(税抜)とします。 本の指図、目論見書など法定書等の作成、基準価額の算出等対価 で、税抜) で、税抜) で、税抜) で、税抜) で、税抜) で、税抜) で、税技のには、対価 で、税技のには、対価 で、税技のには、対価 で、の指図、目論見書など法定書等の作成、基準価額の算出等対価 で、税抜) で、税抜) で、税技の管理、委託会社からの指図の実行の対価	換金時手数料							
委託会社および受託会社の信託報酬 (消費税等に相当する金額を含みます。) の総額 は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。 1. 投資信託財産の純資産総額に年率0.143% (税抜0.13%) 以内の率を乗じて 得た額とします。その配分については下記のとおり (税抜) とします。 「ク訳 (税抜) を託会社 年0.105% 年0.105% 第の作成、基準価額の算出等対価 で記会社 年0.025% 運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行の対価								
は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。 1.投資信託財産の純資産総額に年率0.143%(税抜0.13%)以内の率を乗じて 得た額とします。その配分については下記のとおり(税抜)とします。 本部の指図、目論見書など法定書等の作成、基準価額の算出等対価 本の作成、基準価額の算出等対価 本の105% 本								
得た額とします。その配分については下記のとおり(税抜)とします。								
では、国論見書など法定書等の作成、基準価額の算出等対価 (税抜) 受託会社 年0.105% の指図、国論見書など法定書等の作成、基準価額の算出等対価 東用管理費用 (信託報酬) 受託会社 年0.025% 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価								
連用管理質用								
2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料の うちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額。 ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。	その他の費用・手数料							
《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権 場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料・場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総 ついて、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対 0.00825%(税抜0.0075%)。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。								
有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、監酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。								

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

NZAM 上場投信 米国国債7-10年 (為替ヘッジあり) 手続・手数料等

■税金

- ○税金は表に記載の時期に適用されます。
- ○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件 を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年 (為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券/ETF/インデックス型

商品分類							属性	区分		
単位型 •追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
追加型投信	海外	債券	ETF	インデックス 型	その他資産 (※)	年2回	欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)	その他 (Bloombe rgドイツ国債 7-10年指 数(為替 ヘッジあり・円 ベース))

[※]投資信託証券(債券 公債)

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ https://www.toushin.or.jp/をご覧ください。

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

ファンドの目的

● この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をBloombergドイツ国債7-10年指数(為替ヘッジあり・円ベース)の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

●ドイツの国債を主要投資対象とし、Bloombergドイツ国債7-10年指数(為替ヘッジあり・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。

Bloombergドイツ国債7-10年指数

- Bloombergドイツ国債7-10年指数とは、残存年数が7年から10年のドイツ国債市場のパフォーマンスをあらわす指数でBloomberg Index Services Limited (BISL) が算出、公表しております。
- Bloombergドイツ国債7-10年指数(為替ヘッジあり・円ベース)とは、Bloombergドイツ国債7-10年指数(ユーロベース)を円ヘッジし、委託会社が計算したものです。
- ■円ヘッジ、円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を使用します。
- «Bloombergドイツ国債7-10年指数の著作権等について»

「Bloomberg®」およびBloombergドイツ国債7-10年指数(以下「当インデックス」)は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(以下「当社」)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年(為替ヘッジあり)(以下「当ファンド」)について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特に当ファンドへの投資の推奨可能性について、当ファンドの所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行いません。当社とブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、および当インデックスの使用許諾であり、これは、当社または当ファンドを考慮せずに、BISLが決定、構成、計算します。ブルームバーグは当インデックスを決定、構成、もしくは計算する際に、当社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグは当ファンドの発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、当ファンドの顧客(これらに限定されません)に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。

ブルームバーグは、当インデックスもしくはそれらに関連するデータの正確性および/または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、当社、当ファンドの所有者、もしくはその他の個人または法人が当インデックス、またはそれに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行いません。ブルームバーグは、当インデックスもしくはそれらに関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、当ファンド、当インデックスまたはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

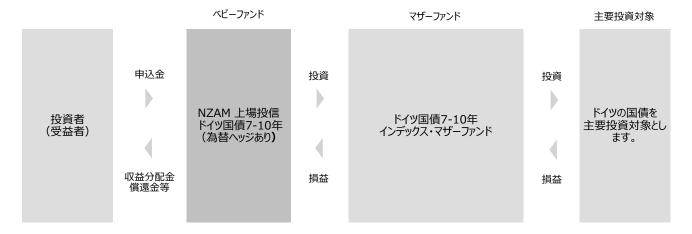
- 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて 対円での為替へッジを行います。
 - ※ファンドは、ドイツ国債7-10年インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年 (為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

- 当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引期間中であればいつでも株式と同様に 売買することができます。
 - ・売買単位は、10口単位です。
 - ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
 - ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にドイツの国債に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド(親投資信託)」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



主な投資制限

- ●株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使等により取得するものに限ります。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- ●デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎計算期間末(毎年5月、11月の各15日)に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。 ただし、分配金が零となる場合もあります。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年(為替ヘッジあり) 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象としているため、基準価額は変動します。
 - したがって、**投資者(受益者)の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、**損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ■ファンドの運用による損益は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。
- ■投資信託は、預貯金と異なります。
- ■主な変動要因は以下の通りです。

金利変動リスク

一般に、投資対象国の市場金利が上昇(低下)した場合には、ファンドに組入れている債券の価額が下落(上昇)し、ファンドの基準価額が下落(上昇)する要因となります。

信用リスク

一般に、債券等の発行体(国・企業等)が財政難や業績不振に陥り、当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等の債務不履行が生じた場合またはその可能性が高まった場合には、ファンドに組入れている債券等の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年(為替ヘッジあり) 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により 対象指数の動きと乖離が生じます。
- ①対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別 銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ②対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ④先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること
- ■ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理(ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等)を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(運用リスク管理室)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門 牽制することにより、投資者(受益者)の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動 性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応 策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢につい て、監督します。

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《お申込メモ》

《お中込メ七》						
購入単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。					
購入価額	当初申込期間:1口あたり5,000円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。)					
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。					
当初元本	1 口あたり5,000円					
換金単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。					
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額					
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。					
申込締切時間	原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社により異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)					
購入の申込期間	当初申込期間:2023年9月14日から2023年9月20日 継続申込期間:2023年9月21日から2024年8月30日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。					
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 〈購入申込の受付けの停止〉 1.フランクフルト証券取引所の休場日、フランクフルトの銀行の休業日、Eurexにおけるドイツ国債の先物取引休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿って運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 〈換金申込の受付けの停止〉 1.フランクフルト証券取引所の休場日、フランクフルトの銀行の休業日、Eurexにおけるドイツ国債の先物取引休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合					
購入・換金制限	委託会社は、発行会社等による大口の購入・換金のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると 判断した場合には、制限を設けることがあります。					
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込 みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。					
信託期間	無期限(設定日:2023年9月21日)					
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託 (繰上償還) させます。 ・2026年11月15日以降の受益権総口数が20万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。					
決算日	毎年5月、11月の各15日(初回決算日は2023年11月15日)					
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。					
信託金の限度額	1兆円					
公告	委託会社が投資者(受益者)に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。					
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。					
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税制上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。					

47

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

(記利産留保額 ありません。 販売会社が個別に定める額 換金時手数料	投資者が直接的に負	投資者が直接的に負担する費用						
(産託財産留保額 ありません。 販売会社が個別に定める額 換金時手数料 販売会社に受払われます。 接金時手数料 販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、アンドの換金に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 委託会社のはび受託会社の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額 (活・計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の総を加算して得た観とします。		販売会社が個別に定める額						
販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。 投資者が信託財産で間接的に負担する費用	購入時手数料 	購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払 われます。						
接金時手数料は、アッドの換金に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 委託会社および受託会社の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額 信託報酬 = 連用期間中の基準額 ※ 信託報酬	信託財産留保額	ありません。						
接着が信託財産で間接的に負担する費用 参託会社および受託会社の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。) の総額 信託報酬 = 運用期間中の基準 額x 信託報酬	換金時手数料							
委託会社および受託会社の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額 は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。	換金時手数料は、プアンドの換金に関する事務手続き等に係る質用の対価として、販売会社に支払われます。 							
は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。 1. 投資信託財産の純資産総額に年率0.121% (税抜0.11%) 以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり (税抜)とします。 季託会社 年0.085% ファンドの運用と調査、受託会社の指図、目論見書など法定書で等の作成、基準価額の算出等の方がアンドに属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料の方ちファンドに属するとかなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします)、に555% (税抜50%)以内の率を乗じて現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとかなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金の運用により生じたとかなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金の運用により生じたとかなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金の運用により生じたとかなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金の運用により生じたとかなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金の運用により生じたとかなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金の運用により生じたとかなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金の運用により生じたとかなし得し、対して支払われます。 《受益権の上場にかかる費用は、できなとます。)なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 おお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 第19月間は末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。 《受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料とび追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加・場所の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加・場所の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加・場所の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加・場所の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加・場所の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および見加・場所の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および見加・場所の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および受加・場所の増加・場所の増加額(毎年末の利益に対して、および見加・場所の利益に対して、および見加・場に対して、および受加・場に対して、および受加・場に対して、および見加・場に対して、および受加・場に対して、および受加・場に対して、および見利益に対して、および見加・場に対して、および記述は、まれは対して、および見は、および見は、および見は、まれは、および見は、および見は、まれは、および見は、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば	投資者が信託財産(
(税抜) とします。その配分については下記のとおり(税抜)とします。 「内訳 (税抜) 要託会社 年0.085% 7アンドの運用と調査、受託会社の指図、目論見書など法定書配等の作成、基準価額の算出等でが作成、基準価額の算出等でが作成、基準価額の算出等でがある指図の実行の対価 2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%)以内の率を乗して得た額、上だし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%)以内の率を乗じて得た額(当該額が負数のときは零とします。)がお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 おお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 おお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 おお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。 で支益権の上場にかかる費用は、新規上場にかかる費用は、新規上場にかかる費用は、おりに対しまりです。 2023年8月29日現た、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料・新規上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料・新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および記述を記述されば、または、または、または、または、または、または、または、または、または、または								
運用管理費用 (税抜) 受託会社 年0.085% の指図、目論見書など法定書語等の作成、基準価額の算出等の 対価 運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行の対価 運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行の対価 2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびでザーファンドの品貸料の うちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額。 ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品資料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。)に55% (税抗50%) 以内の率を乗じて得た額といます。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。 の新規上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額に対して、および追加・場合は対しませば加減に対して、および記述は対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しませば加減に対しま								
運用管理費用 (信託報酬) 2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料の うちファンドに属するとかなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。 《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総			委託会社	年0.085%	ファンドの運用と調査、受託会社へ の指図、目論見書など法定書面 等の作成、基準価額の算出等の 対価			
方ちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額。 ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。 《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総		(7632)	受託会社	年0.025%				
受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権に 場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額		うちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額。 ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。						
0.00825% (税抜0.0075%)。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825% (税抜0.0075%)。 その他の費用	その他の毒田	受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。						
・手数料 «対象指数の商標の使用料» 対象指数の商標の使用料がらびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2023年8月	1 1 1	対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2023年8月29日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、 年0.011% 以内の率を乗じて得た額。(ただし年間最低額						
有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、監査酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。		酬等はその都度投資	[信託財産中から支払われます。		外国で保管する場合の費用、監査報			

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

■税金

- ○税金は表に記載の時期に適用されます。
- ○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件 を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

NZAM 上場投信 フランス国債7-10年(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券/ETF/インデックス型

商品分類							属性	区分		
単位型 •追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
追加型投信	海外	債券	ETF	インデックス 型	その他資産 (※)	年2回	欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッ ジ)	その他 (Bloombe rgフランス国 債7-10年 指数(為替 ヘッジあり・円 ベース))

[※]投資信託証券(債券 公債)

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ https://www.toushin.or.jp/をご覧ください。

NZAM 上場投信 フランス国債7-10年(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

ファンドの目的

● この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をBloombergフランス国債7-10年指数(為替ヘッジあり・円ベース)の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

●フランスの国債を主要投資対象とし、Bloombergフランス国債7-10年指数(為替ヘッジあり・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。

Bloombergフランス国債7-10年指数

- Bloombergフランス国債7-10年指数とは、残存年数が7年から10年のフランス国債市場のパフォーマンスをあらわす指数でBloomberg Index Services Limited (BISL) が算出、公表しております。
- Bloombergフランス国債7-10年指数(為替ヘッジあり・円ベース)とは、Bloombergフランス国債7-10年指数(ユーロベース)を円ヘッジし、委託会社が計算したものです。
- ■円ヘッジ、円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を使用します。
- «Bloombergフランス国債7-10年指数の著作権等について»

「Bloomberg®」およびBloombergフランス国債7-10年指数(以下「当インデックス」)は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(以下「当社」)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

WARDICONCE(関用計品されています。)。
NZAM 上場投信 フランス国債7-10年(為替ヘッジあり)(以下「当ファンド」)について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特に当ファンドへの投資の推奨可能性について、当ファンドの所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行いません。当社とブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、および当インデックスの使用許諾であり、これは、当社または当ファンドを考慮せずに、BISLが決定、構成、計算します。ブルームバーグは当インデックスを決定、構成、もしくは計算する際に、当社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグは当ファンドの発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、当ファンドの顧客(これらに限定されません)に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。

数について責任を負わす、それに関与していません。フルームハークは、当ファンドの管理、マーケティンク、または取引に関して、当ファンドの顧客(これらに限定されません)に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。
ブルームバーグは、当インデックスもしくはそれらに関連するデータの正確性および/または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、当インデックス、またはそれに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行いません。ブルームバーグは、当インデックスもしくはそれらに関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、当ファンド、当インデックスまたはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

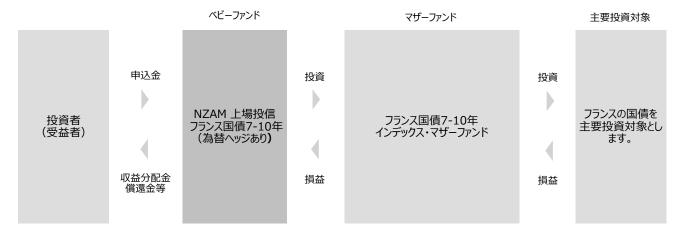
- 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて 対円での為替へッジを行います。
 - ※ファンドは、フランス国債7-10年インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

NZAM 上場投信 フランス国債7-10年(為替ヘッジあり) ファンドの目的・特色

- 当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引期間中であればいつでも株式と同様に 売買することができます。
 - ・売買単位は、10口単位です。
 - ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。
 - ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にフランスの国債に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド(親投資信託)」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



主な投資制限

- ●株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使等により取得するものに限ります。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- ●デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的なら びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎計算期間末(毎年5月、11月の各15日)に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。 ただし、分配金が零となる場合もあります。

- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ●市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

NZAM 上場投信 フランス国債7-10年(為替ヘッジあり) 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象として いるため、基準価額は変動します。
 - したがって、**投資者(受益者)の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、**損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ■ファンドの運用による損益は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。
- ■投資信託は、預貯金と異なります。
- ■主な変動要因は以下の通りです。

金利変動リスク

一般に、投資対象国の市場金利が上昇(低下)した場合には、ファンドに組入れている債券の価額が下落(上昇)し、ファンドの基準価額が下落(上昇)する要因となります。

信用リスク

一般に、債券等の発行体(国・企業等)が財政難や業績不振に陥り、当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等の債務不履行が生じた場合またはその可能性が高まった場合には、ファンドに組入れている債券等の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

NZAM 上場投信 フランス国債7-10年(為替ヘッジあり) 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
- ①対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別 銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担す ること
- ②対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ④先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること
- ■ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理(ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等)を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(運用リスク管理室)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門 牽制することにより、投資者(受益者)の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動 性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応 策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢につい て、監督します。

NZAM 上場投信 フランス国債7-10年(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《お申込メモ》

《お中込メ七》						
購入単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。					
購入価額	当初申込期間: 1口あたり5,000円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。)					
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。					
当初元本	1 口あたり5,000円					
換金単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。					
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額					
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。					
申込締切時間	原則として午後3時までとなります。(ただし、受付時間は販売会社により異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会までお問い合わせください。)					
購入の申込期間	当初申込期間:2023年9月14日から2023年9月20日 継続申込期間:2023年9月21日から2024年8月30日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。					
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 〈購入申込の受付けの停止〉 1.ロンドンもしくはパリの取引所の休場日、ロンドンもしくはパリの銀行の休業日、Eurexにおけるフランス国債の先物取引休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿って運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 〈換金申込の受付けの停止〉 1.ロンドンもしくはパリの取引所の休場日、ロンドンもしくはパリの銀行の休業日、Eurexにおけるフランス国債の先物取引休業日 2.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3.ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4.委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合					
購入・換金制限	委託会社は、発行会社等による大口の購入・換金のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると 判断した場合には、制限を設けることがあります。					
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。					
信託期間	無期限(設定日:2023年9月21日)					
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了(繰上償還)させます。 ・2026年11月15日以降の受益権総口数が20万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。					
決算日	毎年5月、11月の各15日(初回決算日は2023年11月15日)					
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。					
信託金の限度額	1兆円					
公告	委託会社が投資者(受益者)に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。					
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。					
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税制上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。					

55

NZAM 上場投信 フランス国債7-10年(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

肆	購入時手数料	販売会社が個別に定			投資者が直接的に負担する費用					
	購入時壬粉料	販売会社が個別に定める額								
		購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払 われます。								
信	言託財産留保額	ありません。	ありません。							
拖	奥金時手数料	販売会社が個別に定								
投資	投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
		委託会社および受託会社の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額 信託報酬 = 運用期間中の基準価は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。 額×信託報酬率								
			の純資産総額に 年率0.121%(の配分については下記のとおり(税	税抜0.11%) 以内の率を乗じて 抜)とします。						
		内訳 (税抜)	委託会社	年0.085%	ファンドの運用と調査、受託会社へ の指図、目論見書など法定書面 等の作成、基準価額の算出等の 対価					
	重用管理費用 (信託報酬)	(833)	受託会社	年0.025%	運用財産の管理、委託会社 からの指図の実行の対価					
		2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料の うちファンドに属するとみなした額(貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額。 ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に55% (税抜50%) 以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4:1とします。 毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。								
7		《受益権の上場にかかる費用》 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2023年8月29日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料: 新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)。								
	手数料	《対象指数の商標の使用料》 対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2023年8月29日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、 年0.011% 以内の率を乗じて得た額。(ただし年間最低額は10,000米ドル)								
		酬等はその都度投資	記買委託手数料、先物取引・オプミ 信託財産中から支払われます。 変動するため、事前に料率、上限額		 ト国で保管する場合の費用、監査報					

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

NZAM 上場投信 フランス国債7-10年(為替ヘッジあり) 手続・手数料等

■税金

- ○税金は表に記載の時期に適用されます。
- ○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件 を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は、2023年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■その他の留意事項

- ○当資料は、プレスリリースとして農林中金全共連アセットマネジメント株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ○お申込みの際は、投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。
- ○投資信託説明書(交付目論見書)は、販売会社にご請求ください。
- ○投資信託は、預金 (貯金) 保険の対象ではありません。
- ○今回上場する ETF は、いずれも金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を 2023 年 8 月 29 日に関東財務局長に提出しており、2023 年 9 月 14 日よりその効力が発生します。なお、効力発生前に記載内容の訂正が行われる場合があります。
- ○販売会社については、下記までお問合せください。

【本件についてのお問い合わせ】

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部

お客様専用フリーダイヤル: 0120-439-244 受付時間: 9:00~17:00 (土・日祝日を除く)

【ホームページ】

https://www.ja-asset.co.jp/

委託会社:農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第372号

一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員